

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	公営住宅に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、公営住宅関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

塩竈市長

公表日

令和7年2月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき、入居者等から提出された各種証明書等を元に、入居資格審査等を行う。
③システムの名称	住宅管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅入居者管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表27、52の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	まちづくり・建築課
②所属長の役職名	まちづくり・建築課長
6. 他の評価実施機関	
宮城県住宅供給公社	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	まちづくり・建築課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-2510
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>委託先の選定にあたっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業員に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委任については原則として禁止し、やむを得ず再委任をする必要がある場合は、委託元の承認を得ること。 ・委託元が求めた場合、契約内容の遵守状況を報告すること。 <p>必要がある場合、委託元による委託先への実地の監査、調査等を行うこと。</p> <p>これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月15日	I-3 法令上の根拠	別表第1の19の項	番号法第9条第1項 ・別表第一の19の項	事後	
令和3年7月15日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	事後	
令和3年7月15日	II-1 いつの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和3年7月15日	II-2 いつの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和4年3月20日	I-①部署	定住促進課	まちづくり・建築課	事後	組織改編に伴う名称変更
令和4年3月20日	I-5②所属長の役職名	定住促進課長	まちづくり・建築課長	事後	組織改編に伴う名称変更
令和4年3月20日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和4年3月20日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	定住促進課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-1126	まちづくり・建築課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-2510	事後	組織改編に伴う名称変更
令和4年4月30日	II-1. いつの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和4年4月30日	II-2. いつの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年4月28日	II-1. いつの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	
令和5年4月28日	II-2. いつの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	
令和6年4月30日	II-1. いつの時点の計数か	令和5年4月28日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年4月30日	II-2. いつの時点の計数か	令和5年4月28日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和7年1月1日	II-1. いつの時点の計数か	令和6年4月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和7年1月1日	II-2. いつの時点の計数か	令和6年4月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和7年1月1日	IV-8. 人手を介在させる作業		【人手を介在させる作業はない】に「○」	事後	
令和7年1月1日	IV-4. 最も優先度が高いと考えられる対策		【全項目評価又は重点項目評価を実施する】に「○」	事後	
令和7年2月4日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託しないに○	「」内を空欄に、対策について「十分である」を記載	事後	
令和7年2月4日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	全項目評価又は重点項目評価を実施するに「○」	「」内を空欄に、最も優先度が高いと考えられる対策について「4」を選択	事後	
令和7年2月4日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		当該対策は十分か【再掲】に「十分である」を記載	事後	
令和7年2月4日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		判断の根拠欄に「別紙内容」を記載	事後	